

令和6年度「沖縄商工会議所地域商品券事業」募集要項

■目的

沖縄商工会議所では、長期化する物価高やエネルギー価格高騰などの影響によって低迷した地域経済を乗り越えるため、地域経済の活性化支援及び沖縄市内での消費喚起を目的に「沖縄商工会議所地域商品券」を発行し、地域の皆さまに還元できる事業となることを目指します

1. 概要

- (1)名称：「沖縄商工会議所地域商品券」(以下、地域商品券とする)
- (2)発行者：沖縄商工会議所
- (3)発行額：1,200万円(20%のプレミアム分を含む)
- (4)発行組数：2,000冊
- (5)対象者：「地域商品券」を期限内にご利用可能な方
- (6)購入方法：①「商品券購入申込書」へ必要事項を記入し、本人確認ができる身分証明書をご提示の上、現金を添えてご購入下さい
②ご家族分を同居家族の方に限り代理購入可能。但し、代理の方及び購入希望者本人の確認ができる身分証明書をご持参ください(住民票・運転免許証等)
- (7)販売上限：1回の購入で1人2冊まで(10,000円)
- (8)販売価格：1冊5,000円(500円地域商品券×12枚=6,000円分)
- (9)商品券の種類：1冊12枚【共通券(A)6枚+専用券(B)6枚=12枚】
売場面積1,000㎡以下 共通券(A)専用券(B)取扱可能
売場面積1,000㎡以上 共通券(A)のみ取扱可能
- (10)販売窓口：沖縄商工会議所
- (11)販売期間：令和6年9月2日(月)販売開始、売り切れ次第終了
- (12)利用期間：令和6年9月2日(月)～令和6年12月31日(火)
- (13)取扱店：沖縄市に本社(本店)のある、沖縄商工会議所会員
※取扱可能店舗は沖縄市内に限るものとする
- (14)手数料等：無料(取扱店手数料・換金手数料・振込手数料)
- (15)換金方法：換金窓口「地域商品券」を持参し、事前に換金申込書へ必要事項を記入して換金の申請をする
- (16)換金窓口：沖縄商工会議所(沖縄市中央4-15-20)
- (17)その他：現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと。また、反社会的勢力等と密接な交友関係にある者と関係がないこと、暴力的な要求行為を行わないこととする

2. 取扱店への注意事項

- ◇「沖縄商工会議所地域商品券」は現金同様に扱ってください。
- ◇地域商品券額面以下の利用であっても、お釣りはお渡ししないでください。
- ◇配布物（取扱店ポスター・のぼり旗等）を店頭など利用者に見えやすい場所に掲示してください。
- ◇店舗独自に地域商品券の利用対象外となる商品等を定める場合は、利用者があらかじめ認識できるよう明示してください。
- ◇使用される地域商品券について、受け取って問題がないかの確認をしてください。
- ◇明らかに偽造された地域商品券と判別できる場合は、地域商品券の受け取りを拒否するとともに、その旨を発行者（沖縄商工会議所）までご報告をお願いします。
- ◇利用期間を過ぎた地域商品券は受け取りを拒否してください。
- ◇受け取った地域商品券は、地域商品券裏面に受領日の記入。また受領印として店名等を記入又は社判を押してください。既に社判が押印されている地域商品券は受け取りを拒否してください。
- ◇換金期限を過ぎた地域商品券についてはすべて換金対象外となりますので、地域商品券の換金忘れが無いようご注意ください。
- ◇地域商品券の盗難・紛失、滅失または偽造・模造等に対して、発行者（沖縄商工会議所）は責任を負いません。
- ◇利用対象外商品・サービス
（たばこ、切手、商品券・プリペイドカード等換金性の高いもの、不動産や金融商品、その他発行者が地域商品券の利用が適切でないと判断したもの）
- ◇譲渡、売買、再利用はしないでください。
- ◇購入した地域商品券を自店で利用しないでください。
- ◇発行者（沖縄商工会議所）が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し協力すること。
- ◇取扱店登録及び同意書等に違反する行為が認められた場合や、虚偽が認められた場合は換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。

3. 取扱店登録について

◇取扱店資格

沖縄市に本社(本店)のある、沖縄商工会議所会員

※取扱可能店舗は沖縄市内に限るものとする

◇売り場面積による商品券取扱区分

売場面積 1,000 m²以下⇒共通券 (A) 専用券 (B) 取扱可能

売場面積 1,000 m²以上⇒共通券 (A) のみ取扱可能

◇取扱店登録申込方法

沖縄商工会議所窓口へ「取扱店登録及び同意書」を提出すること(郵送及びFAXも可)

※必ず控え(コピー)を保存してください。また、市内に複数店舗が存在する場合は店舗ごとに申請してください

◇取扱店登録期間

令和6年8月5日(月)～令和7年3月31日(月)

※但し、本人からの申し出により辞退することができます

◇取扱店情報の使用について

店舗名称・所在地・電話番号・取扱商品・掲載店HPリンク等は、沖縄商工会議所ホームページ等に使用致します。取扱店一覧は随時更新を行うため、予告なく変更・訂正致しますのでご了承ください

◇その他

広告などで地域商品券のデザインの使用を希望される場合は発行者(沖縄商工会議所)までお問い合わせください

4. 換金について

(1)換金の方法

■必要なもの：利用済み地域商品券

※利用済み地域商品券裏面に必ず受領日・事業所名を記入または押印をお願いします

事前に、共通券（A）専用券（B）それぞれの枚数をご確認ください

換金申込書に必要事項を記入し地域商品券とあわせて、沖縄商工会議所にご持参ください

(2)換金申請期限について

令和7年1月初旬 【※別紙参照 換金スケジュール】

※申請期限を過ぎると換金できませんのでご注意ください※

(3)利用済み地域商品券の確認について

換金申請を受けた地域商品券につきましては、発行者（沖縄商工会議所）は委託する業者を通じすべての地域商品券の枚数及び真贋チェックを行います。地域商品券は換金するまで破損・汚損の無いよう大切に保管してください

《お問い合わせ》

発行団体	沖縄商工会議所（中小企業振興部）
営業時間	8:30～17:00（土日祝祭日を除く）
住所	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20
T E L	098-938-8022 F A X 098-938-2755
ホームページ	https://okinawacci.com

令和 6 年度
「沖縄商工会議所地域商品券」
換金スケジュール

受付窓口：沖縄商工会議所 中小企業振興部 ☎9 3 8 - 8 0 2 2
受付時間：午前 9:30～11:30 / 午後 13:30～15:30

換金申込月	換金申込受付日			入金予定日
令和 6 年 9 月	13 日(金)	17 日(火)	18 日(水)	30 日 (月)
令和 6 年 10 月	1 日(火)	2 日(水)	3 日(木)	15 日 (火)
	16 日(水)	17 日(木)	18 日(金)	29 日 (火)
令和 6 年 11 月	1 日(金)	5 日(火)	6 日(水)	15 日 (金)
	18 日(月)	19 日(火)	20 日(水)	29 日 (金)
令和 6 年 12 月	2 日(月)	3 日(火)	4 日(水)	13 日 (金)
	16 日(月)	17 日(火)	18 日(水)	27 日 (金)
令和 7 年 1 月	6 日(月)	7 日(火)	8 日(水)	20 日 (月)

- ① 支払いにつきましては、各該当期間の換金申込受付日の最終日から原則 7 営業日とします。(上記入金予定日参照)
- ② 換金額の支払いは、取扱店登録及び同意書へ記載された指定口座へ入金します。
- ③ 振込の際に発生する手数料は発行者（沖縄商工会議所）が負担いたします。